

下水道利用者の皆様へ

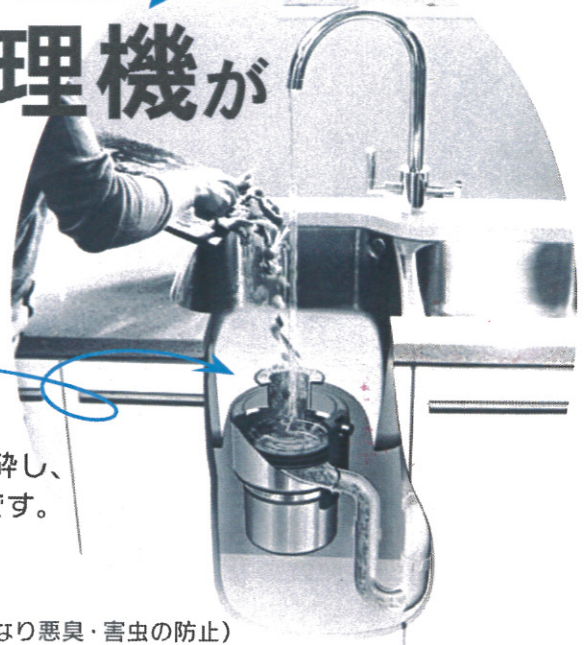
単体ディスポージャー

# 家庭用生ごみ処理機が 利用できるようになります

4月1日より公共下水道・農業集落排水供用開始区域内において家事用に限って家庭用生ごみ処理機（単体ディスポージャー）が利用できるようになります。

## Q 単体ディスポージャーとは？

**A** 台所の流し台の下に設置して、生ごみを投入・粉碎し、流水と一緒に直接下水道へ流すことができる機械です。



ディスポージャーの  
メリット

- ① 台所の衛生面を改善。  
(三角コーナー等が不要になり悪臭・害虫の防止)
- ② 家庭ごみの軽量化・減量化によるごみ出し労力の軽減。
- ③ ごみステーションの鳥獣被害・臭気発生等の防止。

\*ディスポージャーの使用料金はかかりません。

\*ディスポージャーだからといって生ごみをすべて処理できるわけではありません！

投入してよいもの	投入してはいけないもの
<p>生ごみのうち、ディスポージャーで粉碎し、下水道管に流せるもの</p> <p style="text-align: center;"><b>例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●残飯</li> <li>●野菜くずや果実の皮</li> <li>●種（繊維質の少ないもの）</li> <li>●麺類</li> <li>●茶がら</li> <li>●卵殻</li> <li>●手羽元などの鶏の骨</li> <li>●魚肉類 など</li> </ul>	<p>生ごみのうち、ディスポージャーで粉碎されるが、排水管内に蓄積されやすいもの、または粉碎に時間がかかるもの</p> <p style="text-align: center;"><b>例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●多量の枝豆・玉ねぎ・とうもろこしなどの皮・刺身のつま（大根）等（繊維質の多いもの）</li> <li>●生魚・肉の皮</li> <li>●牛豚の骨</li> <li>●貝類</li> <li>●いか</li> <li>●たこ など</li> </ul>

ディスポージャーの設置はむかわ町排水設備指定工事業者のみ許可されます。個人での設置は認められないため、申込みは最寄りの指定工事業者にご相談ください（ディスポージャーは台所のシンクによっては取り付けられないものもあります）。あくまで電気製品なので寿命があります。必ず交換が必要となります。

戸別訪問の営業販売等において商品の購入はしないでください。

詳しくは、役場建設水道課上下水道グループまでお問い合わせください。☎[42]2417